

# 食とくらしの「グリーンライフポイント」推進事業



【令和4年度要求額 1,000百万円（新規）】

日常の環境配慮に対するポイント付与の仕組みの持続的な拡大を通じて、国民のライフスタイル変革を実現します。

## 1. 事業目的

日常の環境配慮がポイントとして還元される仕組みの持続的な推進を通じて、国民が地域や社会の環境課題を自分事化して環境配慮行動を持続的に実践するとともに、地域の環境課題の解決と成長を実現する。

## 2. 事業内容

国民や消費者による環境配慮行動を促進するための金銭的インセンティブとしてポイント付与の仕組みを活用する企業や地方公共団体が増えているが、いまだ一部の企業・業種や地域に限定的。

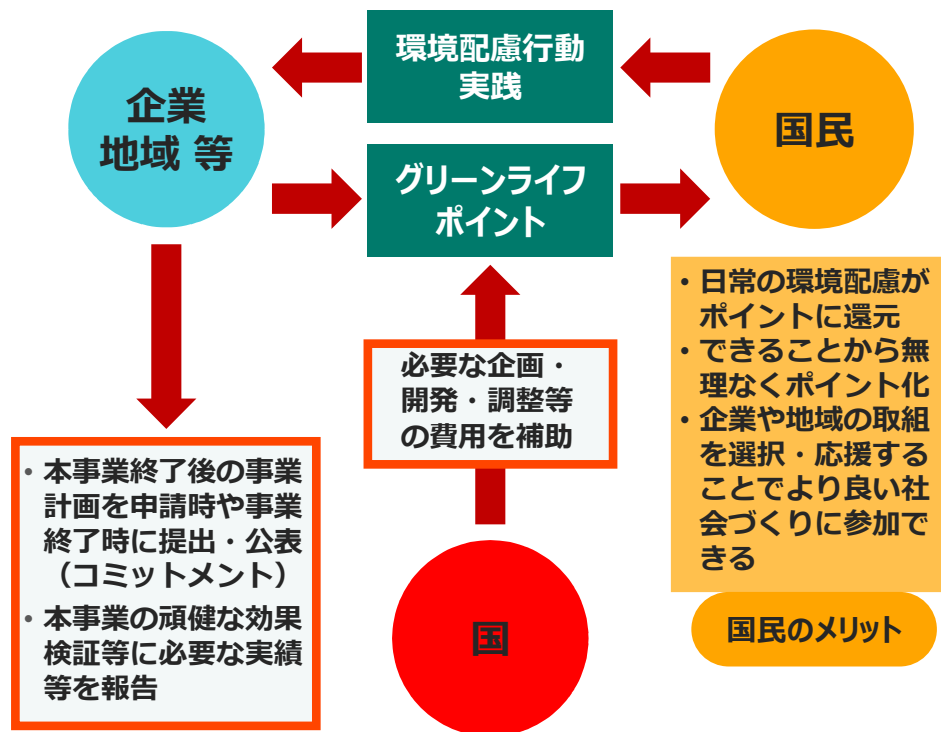
骨太方針2021（令和3年閣議決定）では、経済の好循環等に向け、広く国民各層の意識変革や行動変容につなげる見える化やインセンティブ改革が掲げられている。また、第五次環境基本計画（平成30年閣議決定）では、率先して努力した人が報われるインセンティブの付与が掲げられ、例えば脱炭素型の製品・サービスについては、地域脱炭素ロードマップ（令和3年国・地方脱炭素実現会議決定）において、企業や地域によるポイント付与を通じた地域住民の行動変容を促す仕組みの拡大が位置付けられている。

今般、（1）国民による環境配慮型製品・サービスの選択等の環境配慮行動の実践に対するポイント（食とくらしの「グリーンライフポイント」）を新たに発行しようとする企業や地域等に対し、必要な企画・開発・調整等の費用を補助するとともに、（2）補助対象事業者等の協力を得て、事業の効果を頑健な手法により検証する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) 間接補助事業、(2) 委託事業
- 補助対象・委託先 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和4年度

## 4. 事業イメージ



※ グリーンライフポイントの対象：ゼロカーボンアクション30等の省CO2、食の地産地消、サーキュラーエコノミー等のライフスタイルに関連するあらゆる環境配慮行動

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ライフスタイル推進室

電話：03-5521-8341